

福山地方雇用対策協議会ウェブサイト リニューアル・運用保守業務 委託仕様書

1 業務名称

福山地方雇用対策協議会ウェブサイト リニューアル・運用保守業務

2 業務目的

福山地方雇用対策協議会（以下「本協議会」という。）の会員企業情報と、福山市・府中市（以下、「福山地方」という。）の就職に関して情報が集約されている「福山地方雇用対策協議会ウェブサイト」（以下「本サイト」という。）について、本協議会の情報発信力をより高め、本協議会会員企業の人材確保に更に繋げるとともに本協議会内の情報伝達に役立てるため、本サイトのリニューアルを行う。また、リニューアル版公開までの間、現行サイトの運用保守を行う。

3 業務背景

本サイトを公開して2年が経ち効果検証を行った結果、アクセス数が微増にとどまっていること及び本サイト設計上の理由による操作の不便さ、導線の不明瞭さ等の問題を改善すべくリニューアルに至る。

4 業務期間

契約締結の日から2026年（令和8年）3月31日まで

5 業務概要

（1）業務内容

本サイトのリニューアルに必要な一連の業務及び運用保守業務

No.	業務名	業務内容（概要）
1	コンセプト・目的・要件及び運用の整理	本サイトのリニューアルにあたり、本協議会の考えや目的及び本協議会職員の意向を整理し、職員負荷の軽減を図り、リニューアル要件・運用の確認・整理を行う。
2	リニューアル内容の設計・構築	パソコンやスマートフォンに対応した本サイトのリニューアルを行う。また、FireFox、GoogleChrome、MicrosoftEdge、Safariの最新ブラウザに対応し、レイアウトが崩れないよう表示できるもの（それ以前のバージョンも表示可能）とする。
3	各種ドキュメント及び運用サポート	本サイトのリニューアルにおける設計書、運用・管理に必要な職員向けの操作説明書等の各種ドキュメントを作成し職員に操作説明する。また契約期間中の運用サポートを行う。
4	運用・保守	2026年（令和8年）1月1日～2026年（令和8年）3月31日の間、本サイト（現行のサイト）の運用保守業務を行う。

(2) リニューアル時のデザイン・掲載内容及び機能

- ・利用者を意識した本サイトのタイトルを提案し、デザインにも反映させること。
- ・利用者の操作性に優れたデザイン・レイアウトとすること。
(提案時に適宜項目及び内容の追加・変更可能)
- ・利用者が、本サイトに掲載するイベントへの参加、および定期的にサイト訪問することを促すよう構成を工夫すること。
- ・スマートフォンで閲覧する際の表示や操作性などを優先し、PC やタブレットでの閲覧にも対応すること。

(3) リニューアル内容

- ア ユーザーの導線設計変更
- イ ユーザー対象者変更
- ウ 会員企業一覧変更
- エ 会員企業への情報伝達機能追加
- オ 新コンテンツ追加
- カ 検索ワード選定

(4) リニューアル内容の課題と改善策

- ア ユーザーの導線設計

(課題)

トップページが画像イメージのみで、サイトマップが最下段にあるため、ウェブサイトのコンテンツ内容が分かりづらい。サイトマップを表示した場合も、対象者の記載が主な内容で、サイト内にある全コンテンツが一覧になっていないため、何が掲載されているサイトなのか一目で分かりづらい。

(改善策)

「(別紙1) TOP ページ (イメージ案)」を参考に、トップページにサイトマップを作成し、ユーザー導線を改善すること。コンテンツを分かりやすく一覧にし、ユーザーが見たい情報をすぐ検索できるトップページにすること。

- イ ユーザー対象者

(課題)

対象者については、「学生・求職者・学校関係者のみなさまへ」「会員企業のみなさまへ」「協会について」の3つの区分で、区分ごとのコンテンツ内容が分かりにくく、誰に向けて、どのコンテンツを見てほしいのか分かりにくい。

(改善策)

対象者区分を無くし、「学生・求職者・学校関係者」向けのウェブサイトにして、コンテンツ一覧を設けること。「(別紙1) TOP ページ (イメージ案)」を参考に、「会員企業」向けは、鍵付きのコンテンツを設けて別に管理し、「新規入会希望企業」向けの別コンテンツを設ける。

「学生・求職者・学校関係者」を意識した本サイトのタイトルを提案すること。

ウ 会員企業一覧

(課題)

会員企業検索をした場合、ア行で検索すると、アイウエオ順に表示されない。業種検索とマップ検索も同様。また、検索結果全てが表示されず、「もっと見る」ボタンをクリックして開くため、検索したい企業がいつ表示されるのか分からない。フリーワード検索をした場合、企業名の一部を入れても、当該企業名が表示されない。

(改善策)

検索結果の改善については、アイウエオ順に表示されるシステムに改修すること
検索画面に、会員企業が全て表示される ALL ボタンを追加すること。
本サイト内記載のワードにヒットするよう、検索ワードを追加すること

エ 会員企業への情報伝達

(課題)

会員企業向けに、本協議会の事業内容や事業予定をカレンダー表示しているが、あまり活用できておらず、本協議会事業の参加企業募集の際、申込忘れが発生している。

(改善策)

会員企業の申込忘れを防ぐため、各社が本協議会事業の申込状況を確認できるシステムを追加する(会員企業約450社)。鍵付きコンテンツ内で運用。現会員企業(約450社)については、各社ID及びパスワードを発行し、各会員企業に対してメール等にて通知すること。

オ 新コンテンツ

(課題)

2023年3月ウェブサイト公開時に、ウェブ広告で周知した際は一時アクセスが集中したが、その後急落し、現在ユーザー数は微増にとどまっている。

(改善策)

学生・求職者に検索してもらえる新コンテンツ「職業紹介一覧」を作成し、職種を100種作成して掲載する。

仕事内容等の紹介と、その職業につながる会員企業を紹介し、当該企業のサイトにリンクすること。

カ 検索ワード

(課題)

インターネットで、「福山 就職」等のワードで検索しても、本サイトが表示されない。「雇用対策協議会」で検索するとトップページに表示される。

(改善策)

学生・求職者が仕事検索する際に、本サイトがインターネット上位に表示されるよう、「仕事」や「就職」など、検索ワード選定をして追加する。

(5) 本サイトのリニューアル要件

ア 信頼性等要件

(ア) 信頼性要件

本サイトの稼働のため、十分成熟したハードウェア・ソフトウェア技術基盤により安定した機能を提供し続けられること。

(イ) 性能の拡張性要件

対象となる情報又は利用者の増加等への対応は、原則、本サイトの改修を必要とせず、稼働環境の増設で対応できるサイトとすること。

(ウ) 機能の拡張性要件

今後、新たな情報等（企業情報など）を発信する場合でも、コンテンツを CMS で登録することにより、利用者への提供を可能とすること。

(エ) 上位互換性要件

本サイトについては、端末 OS（Android/iOS）のバージョンアップ情報が公開された場合にも追加費用なく対応できること。

イ 情報セキュリティ要件

- ・調達時点の技術で実現可能な対策を現実的な方法にて実施すること。なお、技術面だけでなく、運用や環境も考慮した対策とすること。
- ・稼働時点での必要機能の組み込みに加えて、稼働期間全体にわたっての継続的な更新のための仕組みを実現すること。
- ・システム稼働時点での導入ハードウェアに関する種類やバージョン情報など全ての設定項目が正しく設定されていることを確認すること。

ウ アクセシビリティ要件

- ・日本産業企画 JIS X 8341-3:2016 適合レベル AA の基準を満たすよう努めること。

エ 検索性要件

- ・検索エンジン最適化（SEO）対策を講ずること。

(6) 業務スケジュール

リニューアル後公開 : 2026 年（令和 8 年）3 月 31 日

運用保守（現行サイト）: 2026 年（令和 8 年）1 月 1 日～2026 年（令和 8 年）3 月 31 日

6 作業要件

(1) 作業体制

作業の着手に先立ち、受注者は体制と役割分担を文書化して本協議会に提示し了解を得ること。

(2) 作業方法

各工程における本協議会職員の作業を軽減するために、必要となる資料や環境を用意すること。

(3) 開発環境

本サイトをリニューアルするための環境（機器及び作業用材料）は、原則、受注者が準備すること。

7 教育・運用サポート

(1) マニュアルの作成

リニューアル本番稼働前の適切な時期から、本協議会職員向けのマニュアルを作成し操作説明を実施すること。

(2) 運用サポートの実施

契約期間中、運用に関する問合せ対応、障害対応を行うこと。

8 運用管理保守要件

(1) 運用管理業務要件

ア 運用管理体制

本サイトの運用管理を円滑に実施するため、電話、FAX、電子メール等による受付窓口を有した運用管理体制を整備すること。

イ 運用管理期間

本サイトを2026年（令和8年）3月31日から公開するに当たり、2026年（令和8年）1月1日～2026年（令和8年）3月31日まで現行サイトの運用及び保守を行うこと。

(2) 保守業務要件

保守業務は、本サイトが稼働するサーバ等稼働環境の提供と安定稼働への対応を実施すること。

ア 共通保守要件

保守業務に関する共通要件は次のとおりとする。

- ・本サイトの保守を円滑に実施するため、保守体制（サポート体制）を整備すること。
- ・保守体制、連絡体制について書面で提出すること。また、体制等に変更があった場合は、速やかに再提出すること。
- ・保守対象に障害等が発生した場合は、本協議会からの通報に対して適切な対応を行うこと。
- ・本サイトを運用する上で必要な情報の提供に努め、助言を求められた場合は速やかに対応すること。
- ・保守対応以外の時間帯においても、緊急と判断した場合には、翌営業日の業務に支障がないように保守対応を行うこと。
- ・バグ等による本サイトのアップグレードは無償で行うこと。

イ 本サイト保守要件

- ・本サイトリニューアル後（検収後）、保守サービスを提供できること。
- ・本サイトに起因する不具合については、本サイトを修正又は変更すること。
- ・本サイトのバックアップを定期的を取得し、不具合時に復旧できるものとする。
- ・改良、機能強化等によるバージョンアップの情報提供、適用対応を行うこと。

(3) その他

本サイトは継続運用を目指すものであるため、提案時に参考資料として次の内容についても提示すること。

ア 運用管理保守費（1年間）

上記（2）保守業務要件を満たす、1年間の運用管理保守費

イ 新コンテンツの作成・掲載費（1年間）

企画書で提案した「職業紹介一覧」の職種を、月1回以上作成・掲載し、年間200種掲載する場合の費用

9 納入要件

納入成果物

本業務において予定する成果物は次のとおりである。成果物の内容については、本業務の受注者が決定後、本協議会と協議の上で取り決めること。

- ア 公開開始日時点のコンテンツデータを記録した電子媒体
 - イ 仕様・設計書
 - ウ 操作マニュアル類一式（印刷物及び電子媒体）
 - エ 実施報告書（印刷物及び電子媒体）
 - オ その他、双方協議の上で必要と判断されたもの
- ※成果物の納品にあたっては、本協議会の指示に従うこと。

10 保証要件

（1）瑕疵担保責任

受注者は、本調達において納入する全ての成果物は、納品検収完了の時点から2026年（令和8年）3月31日まで保証期間を設けること。

この保証期間内において、明らかに本協議会側の原因によると判断されるもの以外の異常については、受注者が無償で修理及び再インストール等システムの正常な稼働のための必要な措置を行うこと。

（2）その他

本契約期間内において、明らかに本協議会の原因によると判断されるもの以外の故障、異常については、無償で修理又は交換を行うこと。

なお、修理及び交換は迅速に行い、修理等が長期間に及ぶ場合は代替品の無償貸与等の措置を講ずること。

11 特記事項

（1）再委託

受注者は本契約に基づく業務を第三者に委託してはならないものとする。

ただし、やむを得ず業務の一部を第三者に委託する必要がある場合、または地域企業育成のために委託する場合は、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容、事業執行の場所等を本協議会に届け出て、その承認を得ること。

また、受注者（再委託先を含む）は、本業務委託によって得られる著作物の著作権人格権を、将来にわたり行使しないものとする。

（2）情報セキュリティ管理

本業務の遂行に当たっての情報管理については、次の点に留意すること。

- ・本業務に携わる者は、個人情報等の管理を適正かつ厳格に行うこと。
- ・本業務に携わる者は、事業の遂行を通じて知り得た情報を漏らしてはならないこと。その職を退いた後も同様とすること。
- ・本業務に携わる者は、福山市セキュリティポリシーを遵守すること。

（3）著作権

受注者は、本委託業務の成果物に対し、著作権法第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権）及び28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに本協議会へ無償で譲渡するものとする。

また、本協議会は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために、目的物の改変を行うことができるものとする。

（4）知的財産権

受注者は、本契約に関して本協議会が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ。）及び契約履行過程で生じた納入成果物に関する情報を本契約の目的以外に使用すること又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること（本件において知り得た事項については、外部に漏らさないこと。）。

納入成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合は、本協議会が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続を行うこと。この場合、受注者は当該契約等の内容について事前に本協議会の承認を得ることとし、本協議会は著作物について当該許諾要件の範囲内で使用するものとする。なお、本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら本協議会の責めに帰す場合を除き、受注者の責任、負担において一切の処理をすること。この場合、本協議会は係る紛争等の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。

（5）引継ぎ

本契約の完了または解除により業務が終了する場合、終了日までに委託者が本業務を継続できるよう必要な措置を講じるとともに、データ一式を無償で提供し、他社に移行する作業を支援するものとする。

（6）その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合については、直ちに本協議会と協議し、その指示に従うものとする。